

条件付一般競争入札における 配置技術者の業務実績・業務成績の評価期間の見直しについて

入札参加に際し、予定している配置技術者が、産休や育休などで休業を取得していた場合、配置技術者の業務実績、業務成績を評価する期間に休業期間が含まれるため、実質短くなることから、男女問わず育児休業を取得しやすい環境整備、女性の就業率向上や継続就業支援を目的として、下記のとおり評価期間の見直しを行います。

記

1 対象

対象案件：設計業務・工事監理業務のうち、配置技術者の業務実績を入札参加条件とする案件及び、
配置技術者の業務実績・業務成績を評価項目とする案件

対象項目：配置技術者の業務実績、業務成績

2 対象となる休業

- 産前産後休業（「労働基準法」第65条第1項又は第2項の規定による休業）
- 育児休業（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第2条第1号に規定する休業）
- 介護休業（同上第2号に規定する休業）

3 確認方法

事後審査資料に、休業が確認できる以下の資料を添付してください。

名称	証明できる資料（例）
産前産後休業	母子手帳の写し、会社への申請書又は証明書等
育児休業	出生届受理証明書、入園不承諾証明書、会社への申請書又は証明書等
介護休業	医師の診断書、会社への申請書又は証明書等

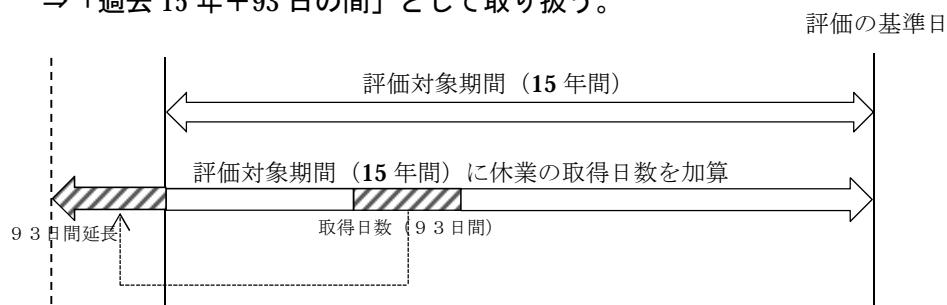
4 評価期間に加える期間

休業の取得期間相当分を評価期間に加える。

（例）休業を93日取得した場合（設計業務）

【評価基準】過去15年間に従事した業務実績

⇒「過去15年+93日の間」として取り扱う。



問い合わせ先

住宅まちづくり部公共建築室計画課 推進グループ

Tel:06-6941-0351(内線)6827